

○大野城太宰府環境施設組合証人等の実費弁償に関する条例

平成26年3月28日  
条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第207条及びその他法令の規定に基づき、議会、公聴会等に出頭又は参加した者(以下「証人等」という。)の実費弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(証人等の実費弁償)

第2条 証人等の実費弁償は、大野城市における証人等の実費弁償の例による。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。